

ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全法上の取扱いについて（案）

1. 経緯

- (1) ゲノム編集技術を利用した飼料・飼料添加物（以下「ゲノム編集飼料等」という。）の取扱いについては、農業資材審議会飼料分科会及び同遺伝子組換え飼料部会において検討を行った。
- (2) 検討の結果、ゲノム編集飼料等のうち、以下のいずれかに該当する後代交配種については、届出を不要とした。
 - ① 農林水産省へ届出を行った旨の公表がなされた品種同士又は従来品種との後代交配種
 - ② 農林水産省へ届出を行った旨の公表がなされた品種と安全確認が終了した組換えDNA技術を利用して得られた生物との後代交配種。
- (3) 本年9月にゲノム編集飼料等の取扱いについてパブリックコメントを実施したところ、後代交配種に対して届出を不要とすることを求める意見も寄せられた。一方で、後代交配種に対しても届出を求める意見が寄せられた。
- (4) このため、遺伝子組換え飼料部会において、後代交配種の取扱いの再検討を行った。

2. 論点

- ・ 農林水産省が全ての後代交配種の情報を把握することが難しいものの、ゲノム編集飼料として安全性の情報を届出した品種は、自然界でも起こりうる変異体であることから、この品種と従来品種等*を伝統的な育種の手法により掛け合わせた後代交配種に安全上の問題が生じる可能性は考えにくい。
- ・ 遺伝子組換え体の安全確認の実績がない生物（魚類など）については、ゲノム編集飼料の取扱いに関する最終判断を行うために後代交配種の安全情報の収集が重要となる。

3. 対応

ゲノム編集飼料として安全性の情報を届出した品種に対して従来品種等※を伝統的な育種の手法により掛け合わせる場合であっても、次の①から③までのいずれかに該当しないものは、届出を求めることとする。

- ① ゲノム編集技術により新たに獲得された性質が後代交配種においても変化していないこと。
- ② 亜種間での交配が行われていないこと。
- ③ 摂取量、使用部位、加工法等の変更がないこと。

なお、遺伝子組換え飼料等として安全確認の実績がない生物種の後代交配種については、事前に畜水産安全管理課へ問い合わせることとし、ゲノム編集飼料としての安全性の情報の提出が必要なものについては届出を求めることとする。

※ 従来品種、ゲノム編集飼料等の安全性の情報を届出した旨の公表がされた品種、及び組換えDNA技術を利用して得られた飼料等（以下「遺伝子組換え飼料等」という。）の安全確認を受けた品種。